

「明治日本の産業革命遺産」県内構成資産プロモーション促進事業業務委託仕様書

1 業務名

「明治日本の産業革命遺産」県内構成資産プロモーション促進事業業務委託

2 業務の目的

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」及び県内構成資産について、年齢や趣味・嗜好などターゲットを絞った効果的なデジタルプロモーションを実施することで、本県3つの構成資産の価値や魅力を分かりやすく伝え、国内外のより多くの人の興味・関心を掘り起こし、誘客促進につなげる。

3 履行期限

令和9年3月31日（水）

4 業務委託の内容

「明治日本の産業革命遺産」及び県内構成資産の魅力や価値を分かりやすく伝え、認知度向上・誘客促進を図るためのデジタルプロモーションを、下記に留意し企画・実施すること。

(1) デジタルプロモーションの実施

① 特集ページ及び短編動画の活用

鹿児島県観光サイト「かごしまの旅」内に設置している特集ページ「かごしまの「明治日本の産業革命遺産」にふれる旅 | 特集 | 【公式】鹿児島県観光サイト かごしまの旅 (kagoshima-kankou.com)」(以下「特集ページ」という。) 及び、特集ページ内にある「ふれるたび、旅になる－かごしまの世界文化遺産－
(<https://www.youtube.com/watch?v=qP-WpCs5X0M>)」(以下「短編動画」という。) を活用すること。

② ターゲットの設定及び手法について

ア 50代以上

- ・ YouTube インストリーム広告及び Meta 広告を中心としたWEB 広告により、認知度向上及び行動喚起を図ること。

イ 20～30代

- ・ TikTok 投稿及び Instagram 投稿により、認知拡大を図ること。

※デジタルプロモーションについて

デジタル技術 (YouTube やインスタ等のSNS など) を活用し、年齢層、趣味・嗜好等を明確に、「作成」したコンテンツを好むターゲットに「届けて」、行動変容 (構成資産を訪れる) = 「動かす」に結びつける。

また、事業実施後は、実績データをもとに結果を「分析」し、次回以降の事業へフィードバックする。

○「作る」⇒○「届ける」⇒○「動かす」⇒○「分析する」のサイクルを徹底

(2) 外国人を対象としたプロモーションの実施

本県を訪問する外国人を対象に、本遺産の魅力を発信するプロモーションを行う。

なお、本県の外国人旅行者のうち、特に来訪の多いアジア圏及び米国からの観光客をターゲットとすること。

(3) 留意点

ア デジタルプロモーションの実施に当たっては、短編動画等の既存コンテンツとあわせて、多くの興味・関心を喚起し県内構成資産への来訪促進につながるような工夫や取組を提案すること。

イ 事業実施後は全体を通した効果検証を行い、次年度以降に向けた取組の方向性等に係る提案を行うこと。

(4) その他の提案について

上記(1)(2)のターゲットを絞ったデジタルプロモーションとあわせて、興味が潜在化している層への認知拡大が可能な広告の手法等を提案すること。

5 打合せ・協議について

委託者と受託者は業務打合せを実施し、必要に応じて提案された提案内容の修正・変更を行った上で委託契約を行う。契約締結後の業務打合せは着手時、納品時のほか業務進行中必要が生じた際や、業務着手時に委託者が指定した時期・段階に随時行うものとする。また、業務執行において疑義が生じた場合も双方協議の上、委託者の指示に従うものとする。

6 事業完了の報告等

全ての業務終了後、下記7の成果物と合わせ履行期限までに実施完了報告書を提出すること。

7 成果物

受託者が提出すべき成果物は以下の通りとする。

- (1) 上記4に係る報告書
- (2) 素材データ（本業務で作成・使用した写真や映像等の素材の電子データ）
- (3) その他、受託業務に関し制作した成果物

8 納品場所

鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課世界文化遺産室内

9 その他

(1) 事業の実施に当たっては、必要に応じて、委託者と協議・調整を行うこと。

(2) 本業務における成果品の著作権、著作権等は鹿児島県に帰属する。

なお、後日、他の媒体等で鹿児島県が二次利用する場合についても同様とする。

(3) 選定結果について異議申立はできない。